

猶予期限が確定した事業用資産についての 贈与税額 相続税額 の通知書

第 号

令和 年 月 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

税 務 署 長 印

あなたが \_\_\_\_\_ 殿から 贈 与 相続 (遺贈) により取得した特例 (受贈) 事業用資産の 贈与税 相続税 については、租税特別措置法 第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 納税の猶予がなされていた 贈与税 相続税 の額 ----- \_\_\_\_\_ 円
- 2 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額 (猶予確定税額) ----- \_\_\_\_\_ 円  
ほか利子税の額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 ----- \_\_\_\_\_ 円
- 4 確定した 贈与税 相続税 の猶予期限 ----- 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 5 猶予期限が確定した理由


猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 急 同封の納付書により日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

## 猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書

### 使用目的

この通知書は、事業用資産の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、納税猶予適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。